

三井造船株式会社 定款

第1章 総 則

第1条（商号）

当社は三井造船株式会社と称し、英文では Mitsui Engineering & Shipbuilding Co., Ltd. と表示する。

第2条（目的）

当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 船舶、艦艇およびホーバークラフトの設計、建造、修理ならびに解体
2. 海上作業台その他の海洋構造物の設計、製作、据付ならびに修理
3. 内燃機関、タービン、ボイラその他の原動機および発電機ならびにこれらの補助機械類の設計、製作、据付ならびに修理
4. 化学工業用およびその他の各種産業用プラント、機器、装置の設計、製作、据付ならびに修理
5. 原子力産業用機械、装置の設計、製作、据付ならびに修理
6. 公害防止用および環境改善用機械、装置および付属施設の設計、製作、据付ならびに修理
7. 橋梁、鉄骨、鉄管、水門、タンク類およびその他の鉄鋼構造物ならびにコンクリート構造物の設計、製作、据付ならびに修理
8. クレーン、車両その他の運搬用および荷役用機械、装置の設計、製作、据付ならびに修理
9. 建設用および資源開発用機械、装置の設計、製作、据付ならびに修理
10. 航空機、宇宙機器、飛しょう体およびこれらの関連設備、機器の設計、製作、据付ならびに修理
11. 通信機器、事務用機器、検査・計測機器、分離・精製機器、医療用具・機器、制御機器、ロボットおよびこれらの関連機器の設計、製作、据付ならびに修理
12. 鋳鍛造品、セラミックス、シリコン、炭素その他の素材の製造ならびにその製造・加工装置の設計、製作、据付ならびに修理
13. 兵器の製作および修理
14. 土木・建築工事の請負および土木・建築物の設計、工事監理
15. 宅地造成、住宅建築の設計、施工、監理ならびに不動産の仲介、管理、鑑定
16. 地域開発、都市開発、海洋開発、資源開発および環境整備に関する企画、設計、監理
17. 研修・医療・スポーツ施設、遊園地等のレジャー施設、宿泊施設、飲食店、自動車教習所、駐車場の建設、管理、運営
18. 農畜水産物、飲食料品、工業薬品、医薬品、書籍、スポーツ用品、飼料、燃料の販売
19. コンピュータハードウェア・ソフトウェアの開発、設計、製作
20. 情報の処理ならびに提供に関する事業
21. 貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、海運業、航空運輸業、倉庫業、旅行業、通関業、一般・産業廃棄物処理業、労働者派遣事業
22. 電気の供給に関する事業
23. 総合リース業および他の事業に対する保証、貸付、投資
24. 前各号に掲げるもののコンサルティング業務およびエンジニアリング業務
25. 前各号に掲げるものの売買、輸出入、貸借および付帯関連事業

第3条（本店の所在地）

当社は本店を東京都中央区に置く。

第4条（機関）

当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内で発行する日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は15億株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は1,000株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

第10条（単元未満株式の買増し）

当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条（株主名簿管理人）

当社は株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

第12条（株式取扱規則）

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令またはこの定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

第13条（招集）

当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時招集する。

第14条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第15条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって社長が招集してその議長となる。社長に支障があるときは予め取締役会の定める順序によって、他の代表取締役がこれに代わる。

第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第17条（決議方法）

株主総会の決議は出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。ただし、法令またはこの定款に別段の定めがある場合にはその定めによる。

会社法第309条第2項に定める決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（議決権の代理行使）

株主は当社の議決権を有する株主1名を代理人として株主総会における議決権を行使することができる。

第19条（議事録）

株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

第20条（取締役の定員）

当社に取締役20名以内を置く。

第21条（取締役の選任）

取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は累積投票によらない。

第22条（取締役の任期）

取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第23条（代表取締役、役付取締役）

取締役会の決議によって代表取締役若干名を選定する。

取締役会は取締役のうちから、取締役会長および社長各1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。ただし、社長は代表取締役とする。

第24条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長が在任しないときまたは取締役会長に支障があるときは社長がこれに代わる。社長にもまた支障があるときは予め取締役会の定める順序によって、他の取締役がこれに代わる。

第25条（取締役会の招集）

取締役会招集の通知は会日から3日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

第26条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席してその取締役の過半数をもって行う。当社は会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第28条（社外取締役の責任限定契約）

当社は社外取締役との間で会社法第423条第1項の責任につき善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円以上で予め定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

第29条（監査役の定員）

当会社に監査役5名以内を置く。

第30条（監査役の選任）

監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第31条（監査役の任期）

監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第32条（常勤監査役）

監査役会の決議によって常勤の監査役を選定する。

第33条（監査役会の招集）

監査役会招集の通知は会日から3日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

第34条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は監査役の過半数をもって行う。ただし、法令に別段の定めがある場合にはその定めによる。

第35条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第36条（社外監査役の責任限定契約）

当社は社外監査役との間で会社法第423条第1項の責任につき善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円以上で予め定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 計 算

第37条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第38条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第39条（中間配当）

取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第40条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

附 則

第1条

当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

第2条

前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。

定 款 沿 革

| | | | |
|---|------|--------------------------------|------|
| 昭和12年7月10日 | 作 成 | 昭和24年8月25日 | 全文改正 |
| 昭和12年10月28日 | 一部改正 | (上記改正は制限会社令により昭和24年10月15日効力発生) | |
| 昭和13年11月30日 | 一部改正 | 昭和25年10月18日 | 一部改正 |
| 昭和14年5月26日 | 一部改正 | 昭和26年12月22日 | 全文改正 |
| 昭和14年11月28日 | 一部改正 | 昭和28年5月27日 | 一部改正 |
| (上記改正は総会決議により昭和15年1月1日より実施) | | 昭和28年11月26日 | 一部改正 |
| 昭和15年11月27日 | 一部改正 | 昭和29年11月25日 | 一部改正 |
| 昭和16年2月27日 | 一部改正 | 昭和31年5月21日 | 一部改正 |
| (上記改正は臨時資金調整法により昭和16年3月24日効力発生) | | 昭和33年5月29日 | 一部改正 |
| 昭和17年1月6日 | 一部改正 | 昭和34年11月26日 | 一部改正 |
| 昭和17年3月17日 | 一部改正 | 昭和37年5月30日 | 一部改正 |
| (上記改正は臨時資金調整法により昭和17年3月28日効力発生) | | 昭和39年5月27日 | 一部改正 |
| 昭和17年5月8日 | 一部改正 | 昭和42年5月31日 | 一部改正 |
| 昭和17年11月20日 | 一部改正 | 昭和45年5月29日 | 一部改正 |
| 昭和18年5月21日 | 一部改正 | 昭和47年5月31日 | 一部改正 |
| 昭和19年2月1日 | 一部改正 | 昭和48年5月31日 | 一部改正 |
| (上記改正中一部は臨時資金調整法により昭和19年2月5日効力発生) | | 昭和49年5月30日 | 一部改正 |
| 昭和19年5月19日 | 一部改正 | 昭和50年5月30日 | 全文改正 |
| 昭和20年5月18日 | 一部改正 | 昭和51年6月29日 | 一部改正 |
| 昭和20年11月20日 | 一部改正 | 昭和57年6月29日 | 一部改正 |
| (上記改正中一部は臨時資金調整法により昭和21年4月12日効力発生) | | (上記改正は総会決議により昭和57年10月1日より実施) | |
| 昭和21年5月31日 | 一部改正 | 昭和63年6月29日 | 一部改正 |
| 昭和21年11月5日 | 一部改正 | 平成3年6月27日 | 一部改正 |
| 昭和22年3月14日 | 一部改正 | 平成4年6月26日 | 一部改正 |
| (上記改正中一部は臨時資金調整法により昭和22年4月7日効力発生) | | 平成6年6月29日 | 一部改正 |
| 昭和22年5月20日 | 一部改正 | 平成9年6月27日 | 一部改正 |
| (上記改正中一部は臨時資金調整法により昭和22年5月30日効力発生) | | 平成14年6月27日 | 一部改正 |
| 昭和22年12月26日 | 一部改正 | 平成15年6月27日 | 一部改正 |
| 昭和24年1月14日 | 一部改正 | 平成16年6月25日 | 一部改正 |
| 昭和24年5月31日 | 一部改正 | 平成18年6月28日 | 一部改正 |
| (上記改正は企業再建整備法に基づき昭和24年3月18日認可の決定整備計画による。) | | 平成19年6月27日 | 一部改正 |
| | | 平成21年6月26日 | 一部改正 |